

ケーススタディ^{①⑥}

千葉県富里市における取組状況

令和7年9月

目次

1. 富里市の概要
2. 富里市御料宮内地区の概要
3. 所有者の探索状況
4. 所有者不明森林の状況
5. 保安林整備事業の概要
6. 所有者不明森林への対応策
7. 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 富里市の概要

- 富里市は、北総台地のほぼ中央に位置し、東西約10km、南北約11km、総面積約5,400ha、計画対象民有林面積642haであり、そのうちスギを主体とした人工林は260haとなっている
- 地勢は南北に分かれ、南部地域には、農地等を風の害から守る防風保安林17.0haを有し、地域の農業経営や生活環境の保全に欠かせないものとなっている
- 富里市では森林経営管理制度は活用しておらず、令和2年に策定した「富里市森林再生プラン」に基づき、森林所有者と千葉県森林組合とのコーディネーター役を市が担い、森林の適切な管理と整備を進めている

■ 富里市及び対象林分の位置

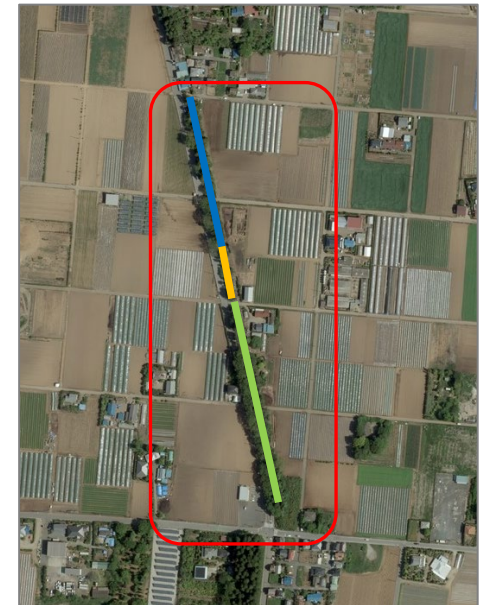


図1 富里市及び御料宮内地区の位置(地理院地図)

- 令和7年度整備予定
- 令和6年度整備済み
- 無立木地



図2 整備対象防風林の位置(地理院地図)



2. 富里市御料宮内地区の概要





- 御料宮内地区は富里市南部に位置し、基幹産業である農業を支える肥沃な農地や自然環境を有する
- 御料地区の防風保安林は、市道沿いに南北約500m、4列から5列の森林となっており、合計面積は約0.7ha（16筆）である（地域森林計画区域内）
- 対象地の防風林は農地を風害から守るために設けられたものであるが、現況は適切な整備が行われておらず、枝葉が道路や電線にかかって交通に支障をきたしているため、整備事業の対象となった
- 2か年で整備予定であり、既に令和6年度に半分ほど整備を行った。
本年度に残りを整備予定であるが、事業を実施するにあたり、所有者へ保安林内調査の通知を発送したところ、所有者1名（1筆）が居所不明であった

■ 防風保安林の状況



3. 所有者の探索状況①

- 整備事業に係る土地の所有者は9名（14筆）であり、所有者に対して「保安林調査通知」を送付したところ、うち1名（1筆）が「あて所に尋ねあたりなし」にて返送された。
- 居所不明者（1名）の探索について
 - ・ 登記簿（保安林台帳）上の所有者住所所在自治体へ住民票・戸籍関係書類を請求したが、該当なしの回答を受けた
 - ・ 富里市課税台帳に住所の登録があったため、課税台帳上の住所所在地へ住民票・戸籍関係書類を請求したが、該当なしの回答を受けた（当該所有者は、当該保安林1筆のみの所有のため非課税であり、通知等は行っていない）
 - ・ 当該土地の閉鎖登記簿を調査したが、登記簿上の所有者は売買によって土地を取得しており、関係者も不明
 - ・ 整備に当たり、地元地区の関係者の協力を得ているが、地元の方々においても所有者を含め情報が無い

- 対象地の位置
- | | | | |
|---|-----------|---|-------|
|  | 令和7年度整備予定 |  | 無立木地 |
|  | 令和6年度整備済み |  | 所有者不明 |



■ 伐採承諾書・発生材処分同意書取得状況及び整備状況

防風保安林（全体16筆）



3. 所有者の探索状況②

調査対象者：9名（14筆）

R6.06.12 9名（14筆）について、保安林台帳上の住所へ保安林内調査通知発送

R6.07.01 9名のうち1名（1筆）が「あて所に尋ねあたりなし」のため返送される

R6.07.24 登記簿上の住所所在自治体へ住民票（除票含む）を公用請求（保安林台帳住所＝登記簿住所）
⇒該当なし

R6.08.06 富里市課税台帳上の住所所在自治体へ住民票（除票含む）を公用請求
⇒該当なし

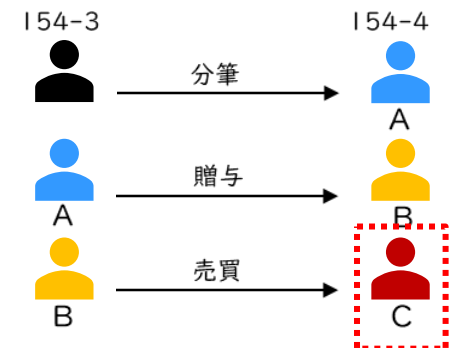
R6.10.28 富里市課税課にて閉鎖登記簿を確認

<土地所有者の経緯>

S43.12.18 I54-3から分筆（分筆元の所有者とは別人の所有者A）

S43.12.18 A→Bへ贈与

S43.12.21 B→C（現在の所有者）へ売買



R6.12.25 登記簿上の住所所在自治体及び課税台帳上の住所所在自治体へ戸籍関係書類一式を公用請求
⇒該当なし

・整備に当たり、地元地区の関係者の協力を得ているが、地元の方々を含め所有者に関する情報が無い状態

・追跡可能なすべての手段を尽くしたが、所有者の現在の所在が確認できないため追跡調査を終了

4. 所有者不明森林の状況①



千葉県森林クラウドより

■所有者不明森林

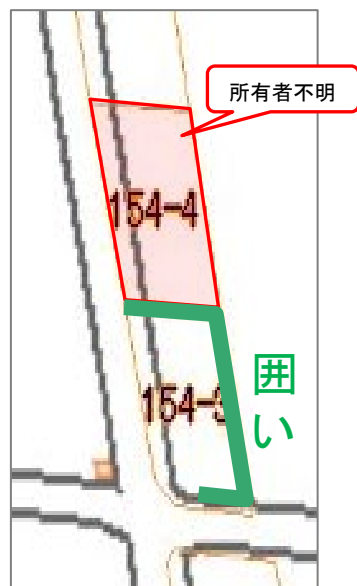
- ・地番：154-4
- ・地目：保安林（地域森林計画区域内）
- ・台帳面積：0.0277ha

■樹種：スギと広葉樹の混交

道路側は広葉樹となっている

■境界について

前面は道路との境、背面は農地との境を境界としている。
北側と南側については、地積測量図と隣接地の囲いなどの情報を基に境界を確定した。



隣接地の囲い

4. 所有者不明森林の状況②

南側から



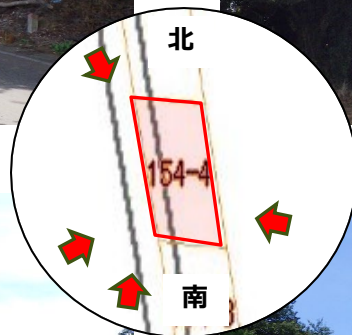
北側から



西側から



東側から



5. 保安林整備事業の概要①

■ 御料宮内地区保安林の概要

- ・ 保安林種：防風保安林
- ・ 指定年月日：1955年3月25日
- ・ 伐採の方法：群状択伐法を主とする（択伐率：30%）
- ・ 植栽の方法：現在樹種の天然更新

■ 森林整備の取組方針

- ・ 森林環境譲与税を活用しての森林整備を実施する（所有者自己負担なし）
- ・ 伐採樹種が広葉樹であり、インフラ設備（道路や電線等）への今後の被害防止の観点から、枝払いや芯止めの対応ではなく、択伐を行う
- ・ 保安林の指定施業要件を満たしており、伐採を行っても保安林としての機能に支障はない（千葉県保安林担当者が現地確認済み）
- ・ 指定施業要件：現在樹種の天然更新のため、伐採後の植栽は実施しない
- ・ 所有者不明部分の整備にあたっては、森林経営管理制度に限らず、その他方法を含めて、事務負担の少ない方法で実施したい

5. 保安林整備事業の概要②

■事業期間

令和6年度、令和7年度

■事業内容

- ・令和6年度実施内容：道路・電線に支障となる樹木の伐採（60本）、剪定（2本）を実施済み
- ・令和7年度実施予定：道路・電線に支障となる樹木の伐採（26本）、剪定（1本）を実施予定
→うち1筆が、今回議題としている所有者不明森林

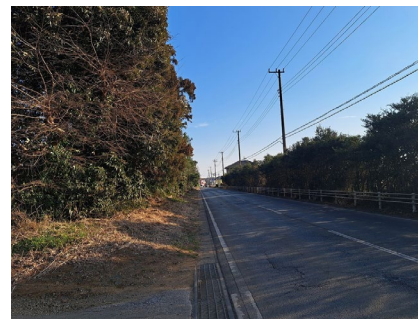
■整備予定地の概要

延長約500m、4列から5列の保安林で、筆数は16筆（うち2筆は無立木地）、面積は約0.7ha

整備実施前【令和6年度実施】



整備実施後



6. 所有者不明森林への対応策

A) 森林経営管理制度（森林経営管理法第25条）（実施：林務部局）

- ・探索後、所有者不明森林にかかる公告をする（法第25条）
- ・所有者不明森林について、集積計画を作成する（法第4条）
- ・市町村森林経営管理事業を実施する（法第33条）

集積計画を作成する場合の 経営管理の方針（案）

事項	内容
筆数	1筆
面積	0.0277ha
存続期間	1年間
実施する経営	1回の択伐を実施
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	経費を除いた収益は、所有者に利益還元（収益が上がる見込なし）

所有者不明の
1筆のみを対象

伐採を実施する
期間のみ

6. 所有者不明森林への対応策

B) 所有者不明土地管理制度（民法第264条の2～8）（実施：林務部局）

- ・ 裁判所が「所有者不明土地管理人」を選任する
- ・ 管理費用等の確保のため、基本的に予納金の納付が必要
- ・ 保存・利用・改良行為が可能。処分(売却)は裁判所の許可が必要。

[想定する管理内容]
道路沿いの択伐を実施する

C) 越境した枝の切り取り（民法第233条）（実施：道路管理者）

- ・ 隣地の竹木の枝が境界線を越えるとき、その枝を切り取ることができる
- ・ 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときに適用

D) 違法放置等物件に対する措置（道路法第44条の3）（実施：道路管理者）

- ・ 道路に設置された物件が交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合（道路法43条）
- ・ 占有者等が現場にいないために、必要な措置をとることを命ずる（道路法71条）ことができないとき
- ・ 自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる（道路法44条の3）

E) 行政代執行による伐採（実施：道路管理者）

- ・ 他の手段によってその履行を確保することが困難でありかつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき（行政代執行法第2条）に実施可能

F) 保安林伐採（森林法第45条）（実施：県 林務部局）

- ・ 保安施設地区に指定し、保安施設事業を実施する（森林法第41条）
- ・ （受忍義務）所有者は、県が行う造林その他保安施設事業の実施行為を拒んではならない（森林法第45条）

7. 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 所有者不明森林の対応策として、A) 森林経営管理制度を使う場合、特例措置の活用のための探索を十分に行ったと考えるが、御意見はあるか。
2. 今回の事例のように、道路沿いの所有者不明森林の対応策として、A) のほか、B) からF) のような方法なども含め、こういった手法を取り得るか、御意見はあるか。

検討委員会 事前質問リスト

	質問者	質問事項	回答内容
1		本件土地は地目保安林ということによろしいか	地目は保安林です。
2		保安林内調査通知の宛先はどのようにして把握されているのか	保安林台帳の住所に送付しました。なお、保安林台帳住所＝登記簿住所でした。
3		探索の「該当なし」の意味について、住民票が削除されているということか、それとも、登記事項証明書に記載の住所にそもそも住民票を置いたことがないと推測されるということか	該当市町村に問い合わせたところ、「消除」の場合でも、「置いたことがない」の場合でも、該当なしとして返信されるということです。
4	品川委員	本件土地は、地域森林計画の対象森林(森林経営管理法第2条3項)か、また同条同項との関係で、「持続的管理」という文言との整合性が問題にならないか。	本件土地は、地域森林計画の対象森林(森林経営管理法第2条3項)に該当します。 「持続的管理」については、集積計画を定める場合の案として、その存続期間が1年としていることに対するご懸念かと思料します。 法第2条第3項については、林野庁長官通知において、【「適切な経営又は管理を持続的に行う」とは、自然的経済的社会的諸条件に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を持続的に実施することをいう。】と解説しております。ご承知のとおり、存続期間は任意で定めることとしており、この期間以降、経営管理の主体が変わった後も、引き続き自然的経済的社会的諸条件に応じて経営管理されていくべきものと理解しております。 また、今回の事例では所有者不明であることから、計画終了後にどう経営管理していくのかが重要になりますが、伐採終了後の扱いについては、富里市にヒアリングしつつ、当日回答いただく形にたく存じます。
5		道路法71条3項が気になるので、逐条解説のその部分の入手ができませんでしょうか。多分、この条文ではダメのような気がするのですが、突き詰めておきたいのです。	(メール送付)
6		余談ですが、森林経営管理法e-govの第2条1項が、森林法第2条第3項としているのは、これでよいのでしょうか？	森林経営管理法第2条1項については、本法の対象となる森林について、森林法第2条第3項に規定される“民有林”と定義しているものです。 このことについては、森林経営管理法において、経営管理権集積計画等の対象とするものとしては、「森林」として維持・利用されるべきものとして地域森林計画対象森林と限定しているところ、第5章(災害等防止措置命令等)では、地域森林計画の対象となる森林以外も対象とするため、定義規定において、「森林」の範囲を地域森林計画対象森林に限定することはせず、その対象を“民有林”としたことによるものです。
7		「令和6年度の整備」の内容や、仕組み(整備に費用は、どこからどのように出せるのか)につき、ご教示ください。土地所有者には、整備費用の自己負担は生じるのか否か、いかがでしょうか。	全額、森林環境譲与税で実施しています。 このため、土地所有者には自己負担は発生しません。
8	野村委員	B) 所有者不明土地管理人 の選任申立てがよいのではないかと、という印象ですが、この場合、自治体が、管理人に求める管理内容について、自治体としてはどのような内容を想定しているか、伺ってみたいのです。上記①の仕組みに乗ればよい、ということであれば、(それでも最低限の予納金は必要ですが)比較的簡易に処理できるように思います。	管理内容:道路沿いの択伐を実施できればよいと考えております。
9		択伐後に天然更新が完了したかどうかの確認を行うのか。	富里市森林整備計画(2(2)ウ その他天然更新の方法(P9))による確認となります。 なお、保安林台帳には、択伐後に天然更新が完了したかどうかの確認を行うのか記載はありません。保安林台帳上の記載は、「成林見込みのない個所及び樹種林相の改良又は跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽。」となっております。
10	村野委員	特例措置を使用し裁定を行う場合は、所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインP.42に記載されている「現に経営管理が行われていないか」の基準となるA～Cのどれに該当しているか確認を行うと思うが、見込ではどこに該当しそうであるか。 A 当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が0.85以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線(自然枯死線)以上におおむね位置している場合 B 目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木(つる類を含む。)によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合 C ①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは活力のある森林の状態に回復しないと見込まれる場合	「現に経営管理が行われていないか」については、詳細な検討が進んでいるわけではありませんが、富里市森林整備計画では、当該森林は「快適環境形成機能維持増進森林」となっており、樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行うとされています。また、当該森林では過去に10年以上は森林整備の実績がなく、また現地には道路に大きく枝が張り出していることから、市町村森林整備事業に定められた適切な施業が実施されていないと判断できます。したがって、Cが最も近いのではないかと考えております(参考 青森県三戸町事例)。 ただ、ご指摘のガイドラインの記載については、人工林に関して特例を活用する際の目安として定めたものであり、今回のような天然林や周囲への影響を想定した記載となっていないと考えており、この旨を踏まえた見直しを行いたいと考えます。
11		資料p.11の法に基づく措置は富里市さんで既に検討されているか。	特に検討されているものはなく、今回の検討委員会での議論を受けて判断しようと考えています(富里市への聞き取りより)。詳細については、当日富里市様より回答いただく形にたく存じます。
12		全国的にこのような状況で道路管理者が伐採を行った事例があれば当日お聞きしたい	所有者不明の事例ではないものの、国道にて道路管理者が行政代執行による伐採を行った事例がございますので、共有いたします。なお、道路沿いの所有者不明森林は数多く存在すると想定されますが、具体的な事例については把握しておりません。